鶴田不動産 コラム

VOL.16「重要事項説明書」

第16回目の今回のテーマは、ずばり「重要事項説明書」についてです。

- ▶ 重要事項説明書は、不動産取引にかかせません。
- ▶ ここでは、初歩的なことを説明したいと思います。

- ▶ 1. 重要事項説明書とは
- ▶ ・重要事項説明書(以下、「重説」)とは、不動産取引時における
- 契約前の段階において説明する書面です。
- ▶ ※不動産は専門性が高く、そして高額な商品です。一般の方は、不動産
- について詳しくないのが普通です。
- ▶ ・そこで国は、法律で不動産業者に物件の重要事項を相手方に説明する
- ように義務付けしました。
- ▶ ・重説の書面の説明および記名押印は、宅地建物取引士
- 以下、「宅建士」)が行うものとされています。
- ※重要事項説明書がそもそもなかったら、宅建業法違反です。

- ▶ 2. 重説時の不動産業者の不正に注意
- ・不動産業者の不正とは
- ①重説に書かれていないことを説明した。
- ②重説を渡すだけで説明しなかった。
- ▶ ③重説の説明を一部、省略した。
- ▶ ④宅地建物取引士証を提示しなかった。
- ▶ ⑤宅建士でないものが説明を行った。
- などです。

- ▶ 3. 重説の前に
- ▶ ※重説は、ページ数も多く、知らない言葉がたくさん出てきます。
- ▶ 時間もかかりますし、説明を受けるのは、大変だと思います。
- ▶ でも、この説明は、とても重要なので最後まできちんと聞いてください。
- ▶ ※重説を受ける前にに必ず確認しておきたいこと
- I. 宅建士であるか否か
- ▶ 「宅建士証」を確認しましょう。
- I. 取引態様を確認しましょう
- ▶ 「自ら売主」 ~ 仲介手数料が発生しません。
- ▶ 「売主の代理」 ~ 仲介手数料が発生しません。
- ▶ 「媒介(仲介)」 ~ 仲介手数料が発生します。
- などです。

- ▶ 4. 物件に関する重説の内容
- ▶ I. 登記された権利の種類について
- 所有権、地上権、借地権などです。
- ▶ 仮登記や抵当権などについても説明します。
- I. 建物の建築や建て替えの際に、どの種類の建物がどの程度の規模で
- 建築することができるのか。(都市計画法、建築基準法など)
- ■.何らかの費用負担が発生することはないか。(都市ガス引き込みなど)
- ▶ IV. 道路や電気・ガス・水道などのインフラ整備について。
- ▼ 1. その他物件に関する情報として、例えば大雨時の浸水想定などです。
- ・大雨浸水ハザードマップ
- ・河川はん濫ハザードマップ
- ・津波ハザードマップ
- ・土砂災害ハザードマップ
- ・液状化マップなど。
- ※ハザードマップは、インターネットでも調べられる場合があります。

- ▶ 5. 契約条件に関する重説の内容
- ▶ ①代金、清算金以外に授受されるお金について。
- ②契約の解除について。
- ▶ ③損害賠償の予定、違約金のお金について。
- ▶ ④手付金などの保全措置について。
- ▶ ⑤支払金・預り金などの保全措置について。
- ▶ ⑥ローンの内容、ローン不成立の場合について。
- ▶ ②契約不適合責任について。
- ▶ ⑧割賦販売、供託所などの説明。
- ▶ ※特に覚えておきたいことは、⑥です。融資不成立の場合、解除できるか、
- ペナルティがあるのか、きちんと説明を受けましょう。

今回の格言

「天災は忘れた頃にやってくる」

- ▶ ※自宅のハザードマップ(河川の氾濫等)は、確認しておいたほうがいいです。
- ▶ ・ちなみに、私の事務所は、北千住です。以下、北千住のものです。
- ▶ ※「荒川河川はん濫」ハザードマップによると。
- ・想定される最大浸水深~5m以上。(2階建てがすべて沈みます)
- ▶ ・浸水継続時間~2週間以上。
- ▶ ・家屋倒壊等はん濫想定区域~「木造家屋」が倒壊するほどの流速になると
- ▶ 想定されている区域に指定されています。
- ※今後ますます、台風の大型化が予測されており、とても心配しています。